

令和5年5月15日

自治会町内会 会長各位

送付文書のご案内

薫風の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて本日、下記のとおり、令和5年度 鎌倉地区自治組織連合会 総会の議事録等をお送りさせていただきましたので、よろしくご確認の程お願い申し上げます。

【お送りさせていただいた書類】

- ① 令和5年度 鎌倉地区自治組織連合会 総会議事録
- ② 鎌倉地区自治組織連合会会則

※なお、総会を欠席された会長様には、当日の資料一式を同封させていただきますのでお目通しください。

【鎌倉地区自治組織連合会事務局】

鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課

地域のつながり担当 中塚

電話 23-3000(内線 2311)

FAX 23-9900

メール npo@city.kamakura.kanagawa.jp

第64回 鎌倉地区自治組織連合会総会 議事録

- 1 日時 令和5年(2023年)4月25日(火) 午前10時30分~11時15分
- 2 場所 鎌倉市福祉センター 2階 第一・第二会議室
- 3 出席者 出席団体39団体(39名) 欠席19団体
 - (1) 役員 渡辺会長、荒井副会長、仲島副会長、福井常任理事(会計)、渡辺常任理事、小野常任理事、角田監事、太田監事
※欠席：岡田常任理事
 - (2) 事務局 瀧澤次長、大崎補佐、泉職員、中塚職員、平井会計年度任用職員

4 議事録

- ・開会 渡辺会長より挨拶
- ・職員紹介 令和5年度4月以降の事務局・関係課等の体制図配布、4月1日付で地域のつながり課に異動になった職員(大崎補佐)の紹介
- ・議長選任 渡辺会長を議長に選任

(1) 議事

- ① 第1号議案 令和4年度事業報告、収支決算報告について
- ② 第2号議案 令和4年度会計監査報告について
(事務局) 事業報告、決算報告の内容等について説明。
(監事) 角田監事より監査報告(令和5年4月6日行った会計監査の結果、計数、経理事務処理は適正であると認められた)。

[主な質疑応答]

(神明町自治会) ふれあい地域懇談会が毎年行われているが、年1回の開催では要望を出したとしてもその後の経過がわかりにくい。途中で意見を言う機会もない。これは希望であるが、年2回程度このような懇談会を開催していただけないか。

(渡辺会長) 私も以前より要望しているところである。今会長がおっしゃった通り、すでに要望を出した事項が進んでいるのであれば、原局と自治会町内会とで話をするとか、そういう進め方をしたらどうですかと去年のふれあい地域懇談会でも発言している。その通りになるかどうかは別として、事務局や原局と検討させていただきたいと思う。

—— 異議なく、第1号議案・第2号議案 了承される ——

- ③ 第3号議案 令和5年度事業計画（案）、収支予算（案）について
（事務局） 事業計画案、収支予算案について説明。

[主な質疑応答]

（鎌倉ハイランド自治会） 今年度はすでに終了しているが、令和6年度の予算案策定時に事務費の中に振込手数料を入れていただきたい。会費の案内とともに振込用紙を入れて手数料は連合会で負担して欲しい。

（渡辺会長） 他団体でも振り込み手数料についての話が出ている。現在、事務局が市の地域のつながり課であるため、現金の取り扱いと事務局の負担軽減の観点から、振り込みとさせていただいている。役員会で検討したい。

（仲島町自治会） ふれあい地域懇談会のフォローアップを検討していただくのは望ましいことだが、その場合予算は予備費で充当するのか。また、時期は1月くらいという認識でよろしいか。

（渡辺会長） 予算をつけるかどうかはわからないが、開催については時期も含め検討したい。

—— 異議なく、第3号議案 了承される ——

- ④ 第4号議案 役員を選任について

（事務局） 現役員の任期中退任に伴う後任役員の改選案について説明。新たな役員案として、常任理事に大町四丁目自治会の中村哲也氏を選任。

—— 異議・質疑なく、第4号議案 了承される ——

- ⑤ 第5号議案 会則の改正について

（事務局） 資料2に基づき会則の改正案について説明。現在、会則第6条第2項により「役員は総会において会員の中から選任する」と定められているが、任期途中での退任に伴う新たな役員の調整の負担軽減のため、第6条に第3項として下記文言の追加を提案。

【会則第6条第3項】

役員に欠員が生じたときは、役員会で選出し、会員に報告するものとする。

[主な質疑応答]

(泉が谷町内会) 第8条1項に「役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない」とあるが、その再任という意味は最長で4年是可以するという解釈であるか。5年以上はできないということになるのか。

(渡辺会長) 当初の任期が2年で、その後再任されればさらに2年となる。あくまで任期を2年毎の区切りとしており、通算で何年までという話ではない。

(事務局) 任期としては2年だが、皆さんにご審議いただき再任となれば6年や8年ということもある。他の審議会等でもありうることである。

—— 異議なく、第5号議案 了承される ——

(2) その他

① ふれあい地域懇談会について

(事務局) 資料3に基づき、ふれあい地域懇談会について説明。

【鎌倉東地区】 7月21日(金) 10時～12時 第三分庁舎 講堂

【鎌倉西地区】 7月28日(金) 10時～12時 第三分庁舎 講堂

【鎌倉南地区】 7月21日(金) 14時～16時 第三分庁舎 講堂

—— 質疑なし ——

② その他質問・意見等

(山王台自治会) 先般、鎌倉市の本庁舎等整備委員会を傍聴したが、その中で公共的団体が推薦するものとして渡辺会長が令和5年1月から委員として就任されている。渡辺会長が我々の代表として就任されたことは非常に歓迎するところではあるが、会長が委員になられた経緯をお聞きしたい。

(渡辺会長) 就任は、あくまで本庁舎等整備の所管課からの依頼である。委員の構成メンバーとして、公共的団体から市総連合会の会長を充てるということになっているのでお願いしたいとのことであった。私の方からぜひということではない。

(山王台自治会) 会の会則第4条に「市政への協調と民意の反映につとめ」ということが明記されている。我々の地域、特に旧鎌倉地域の自治会町内会において市役所移転問題は自分たちに一番密接した重要な問題である。渡辺会長にはぜひ

ひ地域の声を吸い上げていただき、市に届けていただきたい。

(渡辺会長) 原局の方からは、すでに深沢の本庁舎整備の協議は終わっていてあとは移転後の問題について協議する、そこは図書館機能を中心としたものとして整備したいというような考え方を示されている。そういう中で、皆さん色々ご意見はあると思うが、十分その辺りを考慮しながら発言していきたいと思っている。

(東水会自治会) ふれあい地域懇談会について、中間にもう一回やったらどうかという話があるが、私は1回にどんとやるのではなく、もう少し小刻みにサイクルをまわしていった方がよいのではないかと思っている。ワーキンググループという考え方であるが、テーマ毎にそのテーマに明るい方などもいると思うので分科会的にしてまわしていった方が現実的であり、費用もかからないのではないかと思う。

(渡辺会長) また役員会の中で検討させていただきたいと思う。

(雪ノ下岩谷堂町内会) 市議会議員の人たちは、個人の意見ではなく地域の代表として市の運営について論じたり決定したりしている。議員の人たちには、できればこういう場に参加するなり、傍聴するなりしていただいて、地元の自治会長たちがこんなことを思っているのだと認識しながら、自分の町内だけじゃなく市のことを本気で考えるような人になって欲しいと感じている。

●閉会挨拶 渡辺会長

以上

鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会（以下「会」という。）と称し、事務所を鎌倉市役所内に置く。

(区域)

第2条 会の区域は、旧鎌倉地区の区域とする。

(組織及び会員)

第3条 会は、前条の区域内に結成されている自治会及び町内会などの住民自治組織（以下「自治組織」という。）をもって組織し、その代表者が会員となる。

(目的)

第4条 会は、民主主義の精神に基づき、自治組織相互の連絡協議により、市政への協調と民意の反映につとめ、地域社会の向上発展と住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治組織の意志疎通を図り、住民自治の振興に寄与すること。
- (2) 市政への広報と広聴に関すること。
- (3) 自治活動に関する研究、調査に関すること。
- (4) 関係機関、団体との連絡調整を計ること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

2 前項の事業を達成するため、会に部会を設けることができる。

(役員を選任及び役員会)

第6条 会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 役員は総会において会員の中から選任する。

3 役員に欠員が生じたときは、役員会で選出し、会員に報告するものとする。

4 役員は役員会を組織する。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 理事は、会務を分掌し、その事項を処理する。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けたとき、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし、会長が召集し、議長となる。

2 会議は構成員の過半数の出席を要し、議事は、出席者の過半数で決する。

ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第10条 総会は、毎年1回年度終了後2か月以内に開くものとする。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

2 総会に付議すべき事項は次のとおり。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員を選任
- (5) その他の重要な事項

第11条 役員会は、必要に応じて開き、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会の招集及びこれに付議すべき事項
- (2) 総会で役員会に委任した事項
- (3) 会の運営に必要な事項

(会 計)

第12条 会の経費は、会費その他の収入による。

2 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

この会則は、昭和35年3月20日から施行する。

付則

この会則は、昭和37年7月16日から施行する。

付則

この会則は、昭和52年7月12日から施行する。

付則

この会則は、平成18年5月18日から施行する。

付則

この会則は、令和5年4月25日から施行する。